

堺市監査委員公表第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 21 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査

第2 監査の対象

公益財団法人堺市救急医療事業団

第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日～令和5年12月21日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成元年9月27日

2 設立目的

堺市が行う救急医療対策の円滑な推進を図るため、休日及び夜間の医療の確保等、地域救急医療体制を確立し、もって地域住民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

3 基本財産（令和5年3月31日現在）

3,000万円（本市出捐額3,000万円、基本財産に対する割合100%）

4 所管部局

健康福祉局 健康部 健康医療政策課

5 役員及び職員数（令和5年3月31日現在）

理事長 1人

理事 8人 うち常務理事1人

監事 2人

職員 115人 うち常勤職員3人(堺市からの派遣2人含む)、
非常勤職員14人、短期臨時職員98人

6 事業状況

令和4年度における公益財団法人堺市救急医療事業団(以下「事業団」という。)の主な事業は、次のとおりである。

(1) 急病診療事業

休日及び夜間の時間帯に内科及び小児科の初期急病診療を行った。また、重篤な患者に対して、救急告示病院等への後送を行った。

◇令和4年度受診者数 (単位:人)

	内 科	小児科	計
泉北急病診療センター	3,280	—	3,280
こども急病診療センター	—	14,122	14,122
計	3,280	14,122	17,402

◇令和4年度後送患者数及び後送協力病院数 (単位:人)

	後 送 患 者 数			協力病院数
	内 科	小児科	計	
泉北急病診療センター	68	—	68	18
こども急病診療センター	—	431	431	
計	68	431	499	

(出資団体提出資料から抜粋し一部加工)

7 財政状態及び経営成績

事業団の令和4年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市(以下「市」という。)は、基本財産3,000万円の全額を出捐している。

事業団に対する補助金として、令和4年度に堺市救急医療対策事業運営費補助金を3億1,973万5,000円交付している。

なお、市からの派遣職員は2人(令和5年3月31日現在)である。

第7 監査の項目及び結果

事業団において事務事業が設立目的(出資目的)に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 会計規程では、有形固定資産の減価償却は、法人税法に定める耐用年数表に従い定額法で行うこととされている。また、機能追加等の資本的支出を行った場合は、既存資産と種類及び耐用年数を同じくする新たな資産を取得したのものとして減価償却を行う必要があるとされている。

しかし、令和3年12月に追加で設置した耐用年数6年の防犯用のドームカメラ1台について、誤って既存のカメラの残存耐用年数(令和5年3月末時点で3年2か月)を基礎として減価償却を行っていた。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 事業団では、切手の受払いを行う際に、係、主査、事務局次長及び事務局長の決裁を受ける切手受払簿の様式を使用している。

しかし、令和5年9月13日に実地調査したところ、9月中の受払いについて、使用者の押印はあるものの、事務局長以下全ての決裁を全く受けていなかった。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事

業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 前回監査（令和元年度）の監査結果として、医薬品の取扱ルールの明文化とその適切な運用を求める旨の意見を付した。これに対して事業団は、棚卸マニュアルを策定のうえ適切に管理していく旨の措置を講じていた。

しかし、棚卸マニュアルは策定されていたものの、棚卸における事務局の役割や年度末に行う一斉棚卸の手順は定められておらず、令和5年3月28日に実施した医薬品の実地棚卸の結果では、こども急病診療センターで128品目中96品目、泉北急病診療センターで120品目中65品目において実際残高と帳簿残高とに差異が発生していた。

差異の発生原因は、センター間での移動や受払記帳漏れ等が可能性として考えられるが、その原因究明を行っていなかった。少なくとも毎月の実地棚卸の時点で差異の原因究明を行うべきであったが、その時点でも原因究明を行っていなかった。また、実地棚卸や事務局による実地確認の頻度を見直すなど適正に医薬品を管理するための対策も講じていなかった。

[委託業務の業者選定について（意見）]

契約事務規程において、事業団は、予定価格が100万円を超える委託業務（以下「委託業務」という。）の業者選定時には一般競争入札を原則とし、一定の条件を満たせば随意契約又は指名競争入札により業者選定を行うことができるとされている。

しかし、堺市急病診療センター洗濯業務及び堺市急病診療センターレセプト点検業務について、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、一般競争入札ではなく、見積合わせ又は指名競争入札によって業者選定を行っていたが、その業務の契約にかかる決裁文書に一般競争入札を実施しない理由及び根拠が記載されていなかった。

委託業務の特殊性・専門性、発注時期や規模及び近隣の医療機関等の状況により、一般競争入札以外の方が合理的な業者選定になることも当然考えられるが、その場合には、特に、規程に基づいた適正な事務であることに疑義が生じないようにする必要がある。このことから、委託業務について、合理的な契約方法を十分に検討したうえで、一般競争入札以外の方法により業者選定を行う場合には、規程に定める一定の条件を満たしていることの根拠を書面上でも明確にするなど、事務手続を適切に行われたい